

平成25年度 第2回中小企業振興会議農業振興検討部会 議事録

日 時	平成26年1月30日(木) 午前10時から午前11時30分まで
場 所	クリエイターズプラザ 3階 研修室C
出席者	○ 農業振興検討部会委員 石井委員、上田委員、高田委員、多田委員、出口委員、秦委員、福田委員、松浦委員、米谷委員 (欠席 古川委員) ○ 事務局 農政課 紀先課長、中洲総括主幹、田中主査
案 件	1. 一部委員の交代について 2. 東大阪市総合計画 後期基本計画の農業施策について 3. その他
議事要旨	<p>【開会】</p> <p>【事務局からの報告】 農業振興検討部会委員の高柳 榮 様につきましては、東大阪市消費者団体協議会より推薦により委嘱をさせて頂いておりましたが、この度1月24日付で、高柳様が都合により委員を辞任され、新たに東大阪市消費者団体協議会から、松浦 陽子 様を委員に推薦する届けを頂きました。 松浦様に委員の委嘱をさせていただき、本日の第2回部会より松浦委員に出席をいただきますこと、ご承知いただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。(委嘱状は後日の交付になる予定) 尚、松浦委員様におかれましては農業振興検討部会の前身の農政懇談会でも委員として、ご尽力いただけてきたところではございますが、引き続き部会でもご協力お願ひいたしますこと、よろしくお願ひ申し上げます。 ・任期は～H27.7.28 とする ・終了予定時刻 11:30 ICレコーダー録音の承認 配布資料の確認。</p> <p>【質疑】 (委員) それでは早速、議事の方に入りたいと思います。本日は前回の議論を踏まえてということですが、東大阪市総合計画後期基本計画の農業施策についてということで、中心的な議論でございます。前回それぞれの立場、農政懇談会の時から委員の皆さんの立場から、ざっくばらんなお話とか問題点なり今後の展開なりのお話をさせていただいたと思う。そんなことも踏まえて事務局の方で今後この部会として一定の方向を出す上で、今までの話を聞いていますと公的な側面という話が出てきているように思います。農業振興をする上でどういった法律法規があるのか、制度があるのか、そこの所を少し整理してみる必要があるのではないかという風に思い、事務局で資料を用意してもらった。法規関係の整理をしてみて、それを踏まえた上で今後、例えば法令がネックになるというか、でもこの法律があるからこの展開ができるんだよとか、そんなことがあると思うので一覧にまとめてもらった。今日はこの資料をもとにそれに関わるプラスの話とか、こういうこともあるとか、話を展開していただく資料ということでご活用いただければと思っている。事務局の方でこの資料について説明していただければと思います。</p> <p>【事務局から資料の説明】 ○資料「後期基本計画における農業施策にかかる法令関係」 一部の法令名の前に ☆印—施策の展開に関わるもの (難) 印—実施が困難な部類に入るもの ★印—施策の展開に制限がかかるもの を表示 (委員) 法律、制度ということで本市がめざす5つの柱について、前回委員の方々からも様々な意見を頂戴したところですが、事務局の方で関連法規の内容等との精査も含めて報告がありました。施策の柱と法律という関連の中でこの資料を作成していただいた訳ですが委員の方々から施策と法律の関係に関わるところで、法律にあえて印を付けていただいたが、この資料をベースに委員の方々から考えや思いがあればお願ひしたい。 (多田副部会長) 資料の法令名のところ付いている印で(難)と表示あるのは、財政的に難しいとか市の方針として、やらないとかそういう意味ですかね。それとも法的に難しいとかですか？</p> <p>【事務局】 栽培される農家側からすれば、それを達成するには困難さがある部分ということです。 (委員) 農業委員会の方から参画させてもらっている。法令の囲みの3番、農地の転用について若干関連しますので、事務局説明の補足という意味で説明させていただきます。 ～農業委員会制度に関して説明～ (委員) フリートーキングで何か発言いただければと思います。</p>

(委員) 資料の法令の囲みの3番、特定農地貸付法のことなんですが、一時休耕田のところで1軒の方から大切な土地をお借りして菜の花蒔いて種から油を採ったりしたが、農家の方たちの土に対する執着というか私たちはそれを知らなかったから、大変失礼なことをしたのではないかという思いもあるが、教えていただきながら、今市長が塾長になっている「悠悠塾」というのがあり、各地域で結構何かやりたいという方が多いので、私たちが菜の花で油を採って循環的に、最終的には廃油キャンドルまでということを見せてもらった時に、同じことがしたいという意見が出たが、農地をお借りするところがありません。国からすれば休耕田に太陽光発電をつけたらいいのではないかとできています。太陽光もいいがせっかくの土を作られている大切な土のところに自給自足の問題もあるので、やっぱり何かやりたいという人が今現在結構いらっしゃるの地域的に解放していただく所が何軒かあればそういう人達に、土の作り方からモノの作り方を教えていただいて、そうすれば自分達でモノが作れるというところがあるので、せめて自分達の食ぐらい安全・安心なものを作っていくとか、それから最終的には私たちは菜の花の油がすごく美味しいので休耕田全部を菜の花畑にして油を採ってという風なことでブランド品にしてもいいのではないかと思ったりもしたが、中断している最中なので実現したいなあと思っています。

(委員) 以前そういうお話をお伺いしましたが、平成24年度はされたんですか。

(委員) 24年度はしました。25年度がダメだった。お年を召されたからという理由なんです私たちが幼稚園の方たちと楽しんでさせてもらって、周りの土に関係ない人はワイワイガヤガヤ楽しんで良かったんですが、土地を貸されている人からすると、本当に失礼なやり方をしてしまったのかなあという反省点も大いにある。その方はすごく好意的に畝の作り方から全部していただいていた。

恩智川に菜の花植えて現在黄色い絨毯ということで、名勝地になっていて、その花を油等の利用を考える人もいるが、油の収穫とか食用的な菜の花をやりたいなあというのは、「悠悠塾」の中に4部門コースがあるが、環境コースというのがあり、そこの人達も皆で自分達のを何か作れないかなあという、油を絞るのは産業大学に機械はありいつでも利用させてもらえるので、土地がないので残念だなあ継続したいなあと思っています。

(委員) 資料で☆印がついているが今まで取り組んでいただいた現状でいうと、土地がないというお話でやり手はおられるという、その辺について何かお話をしますか。

(委員) 農家の方が農地を貸してくれないという部分は我々農協の方にもでてくる。貸農園するにしても年寄りの人は農地を放棄するとか、そういう状況おこるので納税猶予問題が発生する。貸農園は納税猶予×ですのでそういう部分がある。一方で体験農園というのがあり農家の持主が教える場合であれば納税猶予いけるはずなので、ちょっとのズレで違和感あるがそういうのを解消できる方法ないのかなあと思う。

一方で市街化調整区域は確かに土地は安い固定資産税の問題で、生産緑地の場合は1反当たり1万円ですんでしまうが一方で市街化区域の宅地化農地の場合はおそらく20~30万の世界です。それで特にやりたくてもイヤになってしまう状況ある。そういう意味で貸農園とかすると今度は返してくれるのかなあという、すごい不安をもっておられ結局放ったらかしの状況。そうすると又、税金上りJAで受託事業で耕してくれるんだっただけという状況です。耕すだけで何か作物作るのかという何もしない。だから草を生やさない程度のも。だから本質的に制度を緩和さすとか何か方法は無いのかと思っている。結局みんな年寄いたら(耕作)やるのがイヤになってしまうので息子さんとかも全然されないのが多い。貸農園しなさいと言っても納税猶予の問題発生するので、そこでストップしてしまう。そのあたり法律的に何とかないかなあと思うが

(委員) 市でやっているリージョンセンターごとの意見交換会があるがそこでも事業化するのであれば予算はつけさせてもらいますという部分もある。だから農地をお借りするには年間いくらかかるというのがはっきりわかれば事業化することも地域的に出来る。今言われた年間20万税金かかるのであれば20万市からの事業費を色々提出物あるが、利用は可能かなと思ったりもするが、私も色々な所へ行き話を聞くが、肝心のやりたい土地が無いために皆の意見聞いても、やりたいねんだけどねえという形になりもつけないなあと思う。ソーラーパネルやるんだしたら菜の花の方に、食べるものの方に生かしてもらったらいいのかなあと思ったりする。

(委員) 出口委員のお話にあった様にやり方がないかなあというところで、私も一部の農地を生産緑地でやっているが確かに、ワイワイガヤガヤと農地に入られるというのは一つは抵抗というか、一昨年一部土地で作ってもらったことあるが、土地というのは人が入ると固くなって今度耕す時に元に戻すのがすごく大変。その辺の思いがあるのかもわからない。

(委員) それは確かにあって私のところも貸してたのを返してもらったら石ころあるし、鉄杭を打たれたりで次に耕運機かけたらみんな引っかかっていちいち掘り起こして外す、その連続だった。そういう事を一度経験されたら恐らく嫌がれると思う。

(委員) 何かその辺の一工夫というか、使うに当たっての約束事ではないが提示するののも一つかもわからないが。

(委員) 以前使わせていただいて、土地の大切さをすごく感じた。踏み込みは種蒔きと刈取りと、刈取りの前に幼稚園児に種蒔きしてもらったので花が咲いた時に花の中をお散歩してもらうのに道をつけている所だけ歩いてもらった。土の大切さというのを幼稚園児の子にも分かってもらいたい。そういう体験の中で互いに農家の方たちの大変さが、2年間さしてもらってすごく分かった。ただ、刈取りして種は採るが、その後のものを焼く時に、消防署には連絡しているが近所からの煙が出たという連絡で、えらい騒ぎになったりとかあって迷惑をかけたなあと思うんで借りる時の色々なことキチット前もって話していれば、こんなことにならなかったと思う

(委員) その辺の情報の流通といますか、その辺で施策の3番の柱に関わって委員の方々何かお話しただけらと思う。

(委員) 農地のことは全然分からないんですが、司馬遼太郎さんの菜の花忌が2月にあるということで、小阪・八戸ノ里の辺りずっと菜の花を今植えて、花が大分咲いていると思う。東大阪のブランドという時に司馬遼太郎さんの菜の花とも繋がって広がりはあるのかなあというイメージはした。丁度、八百屋さんにお浸し用の菜の花も売っていますし、観賞用の花と種を採るのは又ちがうのか、その辺りは全然わからないが、何か菜の花と東大阪というのは結構つながりというか、その部分で前に出せるものがあるんじゃないかと思う。小学校の卒業記念品は司馬遼太郎さんの「21世紀を生きる君たちへ」という本を全部市立小学校へ教育委員会の方から送っているので、司馬遼太郎さんと東大阪の子供たちというのは、そういう部分でも繋がっているところはあるので、菜の花の話は松浦委員からおっしゃっていただいて東大阪のイメージだなとすごく思った。

(委員) 司馬遼太郎さんの所が2月の菜の花、普通咲くのは5月近辺、私たち恩智川をキレイにしたいという風に、府から言われた時に、じゃあ春は菜の花で秋はコスモスというイメージで、国土交通省の方で階段式のモノを作ってもらったり、色々勉強するところを作ったり、加納小学校がそこで毎年水辺の学校をやっているんですけども、それも合わせて新池島ポンプ場のところを50m100mと3年間続けて種蒔きただけなんですけども、現在は蒔いていないが黄色い絨毯に東大阪の8km全部に広がりましたので、全国紙で毎日、読売どちらかが毎年写真撮って掲載してもらっているんで、ウチの恩智川の所でも菜の花は、司馬遼太郎さんと併せて名勝地になって来ていますので、何とか菜の花の油を採って給食に使ってもらいたいなあと逆に思ったりして、皆なの夢が菜の花プロジェクトの中では最終的には油の方は給食、終わった廃油は皆でキャンドル作ってという形に行こうと循環はプロジェクトの中では立ててあるが、その土地がない。

(委員) 話が出たのは施策の3番の柱の、借り手側と貸し手側の意思疎通という部分をこれからどうしていくかという話の一つと、今、菜の花というキーワードが一つ出たが東大阪のファームマイレージの取組み年々高まっているとお話聞かせて貰っているが、今の菜の花というキーワードに関わって何か、東大阪・司馬遼太郎との関わりもあるし、ブランドとして何か面白いなあと私自身少し思ったりしたが

(委員) 食べるもので菜の花がエコ食品として野菜のところへ並べたら多分売れると思う。それとファームマイレージ混ぜるというのは中々エコというだけでその部分では入ることできるが。

先程お話を聞いて、出口委員が言われた様に、納税猶予と生産緑地であればこれは本人しか作れない、貸すことは出来ない、その辺の法整備がしっかりなれば可能性はありますよ、ということをおっしゃられた。私もそう思います。納税猶予、生産緑地指定なるとそれは農地・農業をしていかないといけない。貸し借りは出来ないのが大変。人に貸すとなれば納税猶予された相続税を遡って払わないといけない、生産緑地の固定資産税も宅地並み課税の問題出てくる。その部分が非常にネック。市街化区域内宅地化農地を貸そうとなればこれも固定資産税だけで1反30万円かかると、その宅地化農地は農家の資産。田舎の農地と都市農地とでは全然資産価値が違って来る。確かに今仰るように土が踏まれ固くなる、汚されるイヤだという考え方ある。これが例えば年間100万円で貸して下さいとなれば貸す方もいけると思う。駐車場に今しても1反なら30万円年間固定資産税かかったら、やっぱり10～30台位入らないとペイ出来ないという状況で大変難儀しておられる。年間固定資産税上回る金額で、使用貸借、権利を認めない契約をしたら私は方法はあと思う。それで、これはいいことだから皆さんのためになるからというだけで農地を簡単に借りれるかという、また別問題。いいことは良く分る、いいことで市民のためになるからと言ってもそうはならない。その辺の形をどうつけるか、例えば生産緑地ならこの区分については貸農園にすれば(固定資産税を)免除しますよとか、宅地化農地を(農地として)貸した場合には免除しますよとか、今市でやっている貸農園は固定資産税免除だけだが、それでも何軒か貸している。そういう形で色々変えていけば可能性はある。

(委員) 都市計画に関わる固定資産税免除というのは、いわゆる市レベルで取組みが出来るものですか。

(委員) 貸農園は市が固定資産税免除している

【事務局】 福祉農園に限って固定資産税免除ですけども

(委員) そういう形にすれば今の農家なら貸すかもわからない

(委員) でも小さい農地ではなく大きい農地をお借りしたい

(委員) 1反レベルの話で30~40万固定資産税かかります。それを市でボランティアで市民のために貸出す、そういう貸出した分の固定資産税を免除しますというのであれば可能性はあります。どちらも腹痛むところあり固定資産税減るが

(委員) その法律を直してもらうにはどういう方法があるんでしょうか。「悠悠塾」で一つの区画を借りて皆で利用するのであれば、このところは何とか税金の免除をしてもらって、皆で何かを作るとい形になればと思う。市内部の話でもっていてもダメですか

(委員) 今、農地バンクでそういう様な受け入れはないんですか

【事務局】 ないです。いわゆる納税猶予、生産緑地というのはどうしても引っかかってくるので福祉農園でいわゆる納税免除になっている所は、いわゆる納税猶予のかかっている土地であったり生産緑地でない土地である。というのが前提になる。そういう納税猶予とか生産緑地であるところを市がもし福祉農園として借りて固定資産税を免除しているとなったら、本人が耕作していないという証しになりますから国税が来たらそれはパーになる話ですぐに税金がかかってしまう。宅地化農地の場合のみはそれは正々堂々と出来ますが

(委員) 何故かという駐車場にしても車入らないので又農地に戻す。固定資産税かからないなら皆さんのためになるなら貸してみようかということで可能性はなきにしもあらずの話

【事務局】 その時に福祉農園ではなくて一般市民農園例えばJAがやっておられる様な市民農園もそういう形で、市がしますよといったら可能性ありますよね。しかし税収減るしその代わりに何か補助の必要性も付随しますからそういうこともどうしていくか論議の必要性があるのではないのでしょうか

(委員) 都市農園の割合というのは結構あるんですか、生産緑地でない納税猶予のかかっている農園は

【事務局】 逆算をすれば、納税猶予の面積は把握できていないが

(委員) 生産緑地解除の時に買取申出の手続きがいるが、主たる従事者の死亡または故障という場合に生産緑地の解除という手続き。これはまず市の方で計画があれば市が買取。買取って市が貸しつけるという方法もなきにしもあらずで市がまず取得して希望者に貸付けるという方法も一つの考え方ではないかと思う。買取価格の交渉とかの話あると思うが、農政課が窓口として市で買取する方法はどうですか

【事務局】 買取申出があった生産緑地を市が買上げて市民農園として利用出来ないかということですが、生産緑地一団の農地面積500㎡以上ありますので、市の財源でいうと時価で買取ということになり、どうしても億単位の予算を市が市民利用として買上げる計画になるのかということになる。

【事務局】 生産緑地の土地が買取り出来る環境となり、それをどう活用するかは市の判断としてある。どう活用をするのか、これは農政だけでなく教育・福祉・保健衛生等色々なところが計画を立てるということになると、市としてどういう風な都市計画を作っていくのかということになる。その為には施策に向けたアプローチをしていただいて市の施策に固まった時に、例えば市民農園だったら農政課なのかあるいは建設局サイドの話になるのか、あるいは市民生活、まちづくりのところの仕事になるのか、そういう振り分けもした上で予算化となると思う。ここが一つの議論としていただける場なのかなと思う。その上で土地の価格が当然地方と都市では違うし当然あるべき農地空間に対する他の住民の人達の価値観も当然地方と都市とはちがいますから、あるべき農地空間に対する他の住民の人達の価値観も当然地方と都市とは違いますが、価値観と税体系とそれから市の施策と、この3つをミックスして議論していただかないと、施策というのは生まれませんよねと、場合によっては国の法律ですからその法律の不備とか改善点とかもここで議論していただいて、いわゆる必要であったら市として、そういうアプローチを市としてするとか、住民に対してするとかいうことを是非議論して方向付けをもっていただく、ということが大事なんだろうなあと思います。

(委員) 1つは施策の柱の3番辺りに関わる法律とのカラミ、それがどう方向付けていくのかという話が1つあったと思います。もう1つは先程の菜の花の例ではないですが、やはり施策の柱の1番2番辺りも農業振興検討部会の中でさらに進めていける分野ではないかという気はしております。それについてのご意見なりお話をいただければと思いますが、特に多田副会長におかれましてはグローバル的な農業の関わり方も持っておられる様ですので、何かご意見なりお話ありましたら出していただけたらと思います

(委員) 今の菜の花の話を初めて聞いて非常に新鮮な思いを受けました。それともう一つ農商工連携のブランド化のところ東大阪市はモノづくりで有名ですので特にそっち側の持っている技術と一緒にして最近、植物工場のようなもの出来ないかなあと思っているが、自分で経済性とか計算した訳ではありませんので技術としてあるだけで順調に行っている所は少ないように聞いていますが、将来の可能性としてそういうのも視野には入

れられるかなあと思っているところです。工場の方にはそういう技術も持っている人がいそうな環境にありそうな感じはするんですが

(委員) 3月12日に中小企業振興会議がありこの検討部会の今までの議論の中間報告とい形で私が出席させていただいて進捗状況を報告するが、それに伴って情報があれば仕入れて参りたいと思う。菜の花にこだわりますが、今までのファームマイレージで菜の花を出荷されることはありますか

【事務局】菜の花がエコ農産物として認められていますから申請される方はいます。ごく少量で農家も2～3軒位だと思ふ

【事務局】花のなる前のものですが、蕾の段階で食べるので花を咲かすと食べられません

【事務局】活花、切花として活用するというのも含めて広がって行けば生産も増えていくと思います。今のところ食べるだけですから花が咲く前に食べますからやっぱり利用していただく、そういうことを一般市民に広めて頂く様なそういうキャンペーンというのもないと農家は生産出来ませんから、地産地消をするということになれば、市民の人にそういう文化とかを広めていかない、と生産者・地域はそういうのは生産しませんから

(委員) 先程学校関係の話で、司馬遼太郎先生のお話を聞かせていただきましたが、実際学校における農作物の栽培というのはやっておられますね、その辺で菜の花はどうですか

(委員) 確認はしておりませんがプランターで菜の花忌に合せてというのは、あの辺りの小中学校・幼稚園なんかでさせてもらっているんですけども、やはりJAさんとかのご協力を頂いている部分については、お米をさせて頂いている所であるとか、農家さんの方でご協力を頂いて、イモ掘りをさせていただけとか、というのが一番多いかなという風には思います

(委員) 施策の柱の1番2番に関わる法律の中で(難)印というのが2つあります。それ以外は進めていく根拠になるのだと思いますが、1つは6次産業化というものも記載されていますけれども今、ファームマイレージでやっておられる事業の中で6次産業化辺りの話はあるでしょうか

【事務局】6次産業化というのが結構概念的なものが多いので、要するに生産という1次現場から加工、販売というのが6次産業化と捉えるならば、そういう様な取組みというのは、資料の新聞記事切抜きにもあるが、「THE・米」であるとか、来年新たに加工品を作って現段階ではそれしか言えないですが加工品を作って特産物にしていこうかという話も実際でています。どこまでを6次産業化というのか分からないですけども、別件ですけども6次産業化は経産省と農水省両方が合さって6次産業化と、国の方でワーキンググループ作ってやっていますが、経産省の方の予算からいけば東大阪商工会議所からも6次産業化という話は入ってきて、何か出来ないかという所で話をした時にはフリカケみたいな物が出来るんじゃないかという話があって、そういう話は具体的にはあるんですけども、それは単に商品がメインでいくということです。

こちらの啓発協議会でいけば市民と一緒に農業しながら、最終的にモノを作ってそれが東大阪の特産になればいいのかなという事業と一緒に取組みをしようかなという所ではあるんですけども、実際農協の直売所なんかでは、加工室があって加工品を作って売ってというのは実際されていますので、それはまあ言えば6次産業化と言えば6次産業化かなと思う。

イメージの問題ですから、そこに企業がかまないと6次産業と言わないということであれば、先程の植物工場ではないですけども、そういうところと連携しなければなりませんし、例えば田舎のグリーンツーリズムのような形で民宿の中で全てが行われる、生産から販売、加工品までいってという部分であればもう既に出上がっているのかなあというのがありますけども、そういうのが今現状であって、後、商業関係との連携で難しいのは商業サイドからいきますと商品のロット数が年間通じてどれ位出来、提供出来るんですかという話になり、これが大体6次産業の農水側と経産側が大体上手くいかないのは、これなんですけども、本市の農地はそんなに沢山ある訳でなく少量多品目で、市場から見放された零細農家を何とかしようというのがファームマイレージという施策ですから、その部分のミスマッチはかなり大きいところがありますので、6次産業にしても東大阪の生産能力に見合った状況で考えていかないと中々上手くいかないのかなあという風に思います

(委員) 加工品があるということで、何か加工されている話もありますがどんなものを加工されているんですか

【事務局】加工部というのがJAにありますので味噌作ったりとか、お餅、おこわとか色々ありますが、何を作っているのか実際の把握はしていませんが農家さんのグループで作られて売っておられるのはあります。そこはJAの組合員であれば使用出来るということですので、そういう様な取組みも含めては可能性はあるのかなあ。実際今、グリーンシチューというのがJAグリーン大阪の方ですが、これも6次産業化といえれば6次産業化の賜物で地場産のハウレン草を使ってジーエスフードという徳庵にある食品工場に依頼をして作っているのはありますので、それはそれで1つのものにはなっているのかなあという風には思います

(委員) そういうのはPRはどういう手段で

【事務局】 PR はやる時には当然メディア関係、記者クラブがありますのでそこに記事を投げたり、行政サイドでやったり、あと JA さんの方で独自にさせていただいたりというところ位ですけども、あとは店頭販売とかです。何分あまりしてしまうとモノがないという状況が本市では生まれますから、それはそれで具合悪いなどという状況はあります

(委員) 議論について方向性としてはまだまだこれから深めていかないといけない所はあろうかと思いますが、今日の内容を踏まえて先程も申し上げた通り 3 月 1 2 日に中小企業振興会議がございますので、そちらの方でこの部会で検討された内容を中間報告という形で報告して参りたいと思います。ただ従来の農政懇談会ではなく中小企業振興会議の中の農業振興検討部会ということになりますので 1 つは先程話ができました、市行政に働き掛けるというあり様もあろうかと思っておりますので、それが可能かどうか分かりませんが

この検討部会を通じて問題点なり課題があれば上げていくという動きは出来るのかなという風に思っておりますので、今後そういう方向で進めてまいりたいと思っております。時刻が近づいて参りました。事務局の方で連絡事項あればお願いします

【事務局】・ 3 月 1 2 日中小企業振興会議があり、この部会で検討された内容を中間報告の予定

- ・ 次回部会については 5 ～ 6 月に開催予定
- ・ 昨年分の源泉徴収票については 2 月中旬発送予定

【閉会】